

社会福祉法人わかば会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第7条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人わかば会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第4条 この社会福祉法人わかば会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月24日(定時評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。